

家事審判及び家事調停手続に関する検討事項（その他）

第1 最高裁判所規則（家事審判・家事調停共通）

この法律に定めるもののほか、家事審判又は家事調停に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。どうか。

（補足説明）

本文第1は、最高裁判所規則について提案するものである。

この点については、家事審判又は家事調停に関する手続について、当事者の権利義務に重大な影響を及ぼす事項や手続の大綱となる事項は法律によって定め、それ以外の事項は規則で定めるものとするのが考えられる。

（参照条文）

○ 家事審判法第8条 この法律に定めるものの外、審判又は調停に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第2 履行確保（家事審判・家事調停共通）

1 履行状況の調査及び履行の勧告

(1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務

家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務についての履行状況の調査及び履行の勧告については、以下のとおりとする。どうか。

- ① 審判をした家庭裁判所又は高等裁判所が審判に代わる裁判をした場合における原裁判所は、権利者の申出があるときは、当該審判又は裁判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の全部又は一部の履行を勧告することができるものとする。
- ② ①の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に①の規定による調査及び勧告を囑託することができるものとする。
- ③ ①の家庭裁判所及び②の囑託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の規定による調査及び勧告をさせることができるものとする。
- ④ ①の家庭裁判所及び②の囑託を受けた家庭裁判所は、①の規定によ

る調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。

- ⑤ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の規定による調査及び勧告に必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

(2) 調停前の措置として命じられ、又は調停若しくは調停に代わる審判で定められた義務

調停前の措置として命じられ、又は調停若しくは調停に代わる審判で定められた義務の履行状況の調査及び履行の勧告については、(1)と同様とするものとする。どうか。

(補足説明)

本文第2の1は、家事審判、調停若しくは調停に代わる審判で定められ又は調停前の措置として命じられた義務の履行状況の調査及び履行の勧告（以下「履行の勧告等」という。）について、提案するものである。

- 1 本文(1)①は現行家事審判法第15条の5及び現行家事審判規則第143条の2の規律、本文(1)②は現行家事審判規則第143条の3の規律、本文(1)③は現行家事審判規則第143条の4の規律を維持するものとする。ことを提案している。

本文(1)④及び⑤は、現行家事審判手続においては、調整のための措置に関する現行家事審判規則第7条の5の規定及び調査の嘱託・報告の請求に関する同規則第8条の規定は、履行の勧告等に類推適用されると解されているので、これを明らかにすることを提案している。

- 2 本文(2)は、調停手続における義務の履行状況の調査及び履行の勧告についてのものである。この点について、現行家事調停手続においては、調停前の措置として命じられた義務についても、現行家事審判法第15条の5の規定が類推適用され、履行の勧告等を行うことができる。と解する見解があることから、これを明らかにするものとしている。ほか、現行家事審判法第25条の2の規律を維持し、審判で定められた義務の履行状況の調査及び履行の勧告と同様の規律とする。ことを提案している。

なお、高等裁判所が自庁調停をした場合の調停又は調停に代わる審判で定められた義務に関する履行勧告等に係る管轄裁判所は原裁判所である家庭裁判所とすることを前提としている。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の5 家庭裁判所は、権利者の申出があるときは、審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。
- 第25条の2 家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の五から第十五条の七までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。
- 家事審判規則第143条の2 法第十五条の五の規定による調査及び勧告は、当該義務を定める審判をした家庭裁判所（高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原裁判所）がするものとする。
- ② 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による調査及び勧告に準用する。
- 第143条の3 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に法第十五条の五又は法第二十五条の二の規定による調査及び勧告を嘱託することができる。
- 第143条の4 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に法第十五条の五又は法第二十五条の二の規定による調査及び勧告をさせることができる。

2 履行命令

(1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務

家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行命令については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 審判をした家庭裁判所又は高等裁判所が審判に代わる裁判をした場合における原裁判所は、当該審判又は裁判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができるものとする。
- ② ①の命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の全部又は一部についてするものとする。
- ③ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①により履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対しその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

(2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務

調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行については、(1)と同様とするものとするので、どうか。

(補足説明)

第2の2は、履行命令についての提案である。

- 1 本文(1)①は、原則として、現行家事審判法第15条の6と同様の規律とすることを提案している。
- 2 本文(1)②では、現行家事審判規則第143条の7と同様に、履行命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の全部又は一部についてすることを提案している。
- 3 本文(1)③では、現行家事審判規則第143条の6と同様に、家庭裁判所は、履行命令をするには、義務者の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。
- 4 本文(1)④では、現行家事審判規則第143条の8と同様に、履行命令をする場合には、同時に義務者に対しその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとすることを提案している
- 5 本文(2)は、現行家事審判法第25条の2、第15条の6と同様に、調停（高等裁判所による自庁調停を含む。）又は調停に代わる審判で定められた義務について、履行命令をすることができるものとし、これについて審判で定められた義務の履行命令と同様の規律によるものとすることを提案している。

なお、調停に代わる審判において付随事項に関する裁判をすることができるものとすることを提案しており（部会資料16・第25の1参照）、ここでは、この付随事項に関する裁判で定められた義務についても、履行命令をすることができることを前提としている。

(注)

履行命令の対象となる義務について金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務以外に、強制執行をすることができるその他の義務も含めることについて、どのように考えるか。

この点について、履行命令制度は、強制執行に着手するのに事実上の障害が多い家事債務の履行のために、家庭裁判所の後見的な見地から設けられた迅速な手続であるが、この趣旨が妥当するのは、必ずしも財産上の給付を目的とする義務に限られないとも考えられること、また、子の引渡しに関する義務の履行の実現が事実上困難であることが指摘されており、履行命令により対応することも一つの方策として考えられることから、履行命令の対象となる義務を、財産上の給付を目的とするものに限らず、強制執行をすることができる義務に拡張することが考えられる。なお、面会交流については、本文(1)②のように「命令をする時までに義務者が履行を怠った義務」について、後に履行することは考えられないから、履行命令を認めるものとした場合には、別途要件を検討することが必要となると考えられる。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の6 家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立により、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができる。
第25条の2 家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の五から第十五条の七までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。
- 家事審判規則第143条の5 法第十五条の六の規定による履行命令に関する事件は、当該義務を定める審判をした家庭裁判所（高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原裁判所）の管轄とする。
② 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による履行命令に関する事件に準用する。
第143条の6 家庭裁判所は、法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならない。
第143条の7 法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定による履行命令は、当該命令をするときまでに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。
第143条の8 家庭裁判所は、法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定により履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対しその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

3 金銭の寄託

金銭の寄託の制度は、設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

第2の3は、金銭の寄託について提案するものである。

金銭の寄託の制度は、家事審判事件及び家事調停事件が、複雑な人間関係の紛争を扱うものであり、審判又は調停成立後の履行について、当事者間で直接行うより第三者を介して行う方が、より履行の実をあげうるとの考えに基づき設けられたものである。しかし、金融機関を通じての口座振替、預金口座への振込の方法の利用が一般化していることから寄託制度を利用する実益は乏しいとの指摘があり、また、実務上も全くといってよいほど利用されていないことから、ここでは、同制度を設けないものとすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の7 家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、義務者の申出があるときは、最高裁判所の定めるところにより、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。
第25条の2 家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の五から第十五条の七までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。
- 家事審判規則第143条の9 家庭裁判所は、次に掲げる場合に、法第十五条の七又は法第二十五条の二の規定による金銭の寄託を受けるものとする。
一 金銭の支払を家庭裁判所に寄託して行うことを命ずる審判が効力を生じ

たとき。

二 金銭の支払を家庭裁判所に寄託して行う旨の調停が成立したとき。

三 前二号に掲げる場合の外、家事審判官が、審判又は調停で定められた金銭の支払義務の履行について、その金銭の寄託を相当であると認めたととき。

第143条の10 法第十五条の七の規定による金銭の寄託は、当該義務を定める審判をした家事審判官所属の家庭裁判所（高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原審判をした家事審判官所属の家庭裁判所）にしなければならない。

② 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による金銭の寄託に準用する。

③ 前条第一号の審判又は前条第二号の調停において、寄託すべき家庭裁判所が特に定められたときは、金銭の寄託は、前二項の規定にかかわらず、その家庭裁判所にしなければならない。

第143条の11 家庭裁判所は、第四百四十三条の九の規定によつて寄託を受けた金銭を、権利者の請求により、これに交付しなければならない。

② 前項の規定により金銭の交付を受けるべき者が反対給付をしなければならない場合には、寄託者の書面又は裁判書、公正証書その他の公正の書面によつてその給付をしたことを証明しなければ、家庭裁判所は、これに金銭の交付をすることができない。

第143条の12 義務者から寄託の申出がされないうち三年を経過し、かつ、その間権利者から履行状況の調査及び履行の勧告の申出並びに履行命令の申立てがされなかつた場合においては、家庭裁判所は、当該寄託に関する事務を終了させることができる。

第3 過料（家事審判・家事調停共通）

1 不出頭に対する過料の制裁

呼出しを受けた者が、正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、〔5万円〕以下の過料に処するものとする。どうか。

（補足説明）

本文第3の1は、不出頭に対する過料の制裁について、現行家事審判法第27条と同様の規律とするものとすることを提案するものである。

なお、呼出しに関する規律（部会資料15・第11）において、呼出しを受ける者の範囲が画されることを前提としている。

（参照条文）

○ 家事審判法第27条 家庭裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家庭裁判所は、これを五万円以下の過料に処する。

2 履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁

(1) 履行命令違反に対する過料の制裁

履行命令に関する規律（第30の2）により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを〔1

0万円]以下の過料に処するものとする。どうか。

(2) 調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁

調停前の仮の措置に関する規律（部会資料14・第9）により仮の措置を命じられた当事者又は参加人が正当な理由なくその措置に従わないときも、(1)と同様とするものとする。どうか。

(補足説明)

第3の2は、履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁について提案するものである。

本文(1)は、現行家事審判法第28条第1項の規律と同様の規律とするものとする。ことを提案している。

本文(2)は、調停前の仮の措置を命じられた当事者及び参加人のみに過料の制裁を科する現行家事審判法第28条第2項の規律を維持することを提案している。

(参照条文)

- 家事審判法第28条 第十五条の六又は第二十五条の二の規定により義務の履行を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを十万円以下の過料に処する。
- ② 調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項と同様である。

3 過料の裁判の執行等

過料の裁判の執行等については、以下のとおりとする。どうか。

- ① 1並びに2(1)及び(2)の過料の裁判は、家事審判官の命令で執行するものとする。
- ② ①の命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。
- ③ 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従ってするものとする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しないものとする。
- ④ 1並びに2(1)及び(2)による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ ①から④までに定めるもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法第4編の規定を準用するものとする。ただし、同法第162条及び第164条中検察官に関する規定は、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文第3の3は、過料の裁判の執行等について提案するものである。

- 1 本文①は、過料の裁判の執行の命令について、家事審判官の命令で執行することとしている現行家事審判法第29条第1項の規律を維持することを提案している。
なお、過料の執行命令を発する家事審判官は、過料の裁判をした家事審判官と同一人であることを要しないと解されている。
- 2 本文②から⑤までは、現行家事審判法第29条及び現行家事審判規則第13条と同様の規律とすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判法第27条 家庭裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家庭裁判所は、これを五万円以下の過料に処する。
第28条 第十五条の六又は第二十五条の二の規定により義務の履行を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを十万円以下の過料に処する。
- ② 調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項と同様である。
- 第29条 前二条の過料の審判は、家事審判官の命令でこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
- ② 過料の審判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてこれをする。ただし、執行前に審判の送達をすることを要しない。
- ③ 前二項に規定するもののほか、過料についての審判に関しては、非訟事件手続法第五編の規定を準用する。ただし、同法第百六十二条及び第百六十四条中検察官に関する規定は、この限りでない。
- 家事審判規則第13条 過料の審判を受けた者は、その審判に対し即時抗告をすることができる。
- 非訟事件手続法第161条 過料事件（過料についての裁判の手續に係る事件をいう。）は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。
第162条 過料についての裁判は、理由を付した決定でなければならない。
2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かなければならない。
3 過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官は、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。
4 過料についての裁判の手續（その抗告審における手續を含む。次項において同じ。）に要する裁判費用は、過料の裁判をした場合にあっては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあっては国庫の負担とする。
5 過料の裁判に対して当事者から第三項の即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手續に要する裁判費用は、国庫の負担とする。
- 第163条 過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
2 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対して前条第三項の即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があったものとみなす。この場合において、原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第164条 裁判所は、第百六十二条第二項の規定にかかわらず、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料についての裁判をすることができる。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官は、当該裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、当該裁判をした裁判所に異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、さかのぼってその効力を失う。

4 適法な異議の申立てがあったときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。

5 前項の規定によってすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によってすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならない。

7 第百六十二条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあった場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。

8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があった後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあった場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

○ 民事調停法第34条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

第35条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

第36条 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の決定の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に決定の送達をすることを要しない。

3 前二項に規定するもののほか、過料についての決定に関しては、非訟事件手続法第五編の規定を準用する。ただし、同法第百六十二条及び第百六十四条中検察官に関する規定は、この限りでない。